

(平成26年3月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 5 件 |
| 厚生年金関係 | 5 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 3 件 |
| 厚生年金関係 | 3 件 |

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成14年4月2日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成13年5月から14年3月までの標準報酬月額については、13年5月から同年8月までは26万円、同年9月から14年3月までは30万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年1月22日から同年4月1日まで
② 平成13年5月31日から14年12月31日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成13年1月22日に入社し、14年12月30日まで正社員として勤務していた。給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、平成13年5月31日から14年4月2日までの期間について、雇用保険の加入記録により、申立人は、当該期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日は平成14年4月2日とされていたが、同年10月22日付けで、適用事業所でなくなった日を同年9月30日に訂正されているところ、申立人の同社における資格喪失日について、同社が、当初、適用事業所でなくなった日とされていた同年4月2日付けで、13年9月の随時改定に係る記録が取り消された上、遡って同年5月31日と記録されていることが確認できる。

また、事業主を含む被保険者7人のうち6人について、申立人と同様に遡って資格喪失処理が行われ、そのうち1人については、資格取得の取消処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票により、同社は、平成13年5月以降の社会保険料を滞納していることが確認できる。

加えて、A社に係る閉鎖事項全部証明書により、同社は、当該期間において法人格を有していることが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る上記資格喪失処理は事実即したものととは考え難く、社会保険事務所（当時）において当該処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を当該処理日である平成14年4月2日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記資格喪失処理前のオンライン記録から、平成13年5月から同年8月までは26万円、同年9月から14年3月までは30万円とすることが妥当である。

2 申立期間②のうち、平成14年4月2日から同年12月31日までの期間について、雇用保険の加入記録により、申立人が、当該期間においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人が保有する当該期間に係る給与明細（平成14年7月分及び同年11月分を除く。）により、厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間①について、雇用保険の加入記録により、申立人が、当該期間においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成13年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

一方、申立人は、平成13年4月分給与明細において控除されている厚生年金保険料は同年3月のものである旨主張しているところ、申立人から提出された給与明細及びA社からの給与振込額が確認できる預金通帳並びにオンライン記録により、当該給与明細は同年5月15日に支給された同年4月分のものであることが確認でき、当該主張を裏付ける事情は見当たらない。

また、申立人から提出された平成14年度市民税・県民税（普通徴収）納税通知書に記載されている社会保険料額は、上記給与明細及びオンライン記録により確認できる標準報酬月額に見合う保険料控除額より高いことが確認できるものの、申立人は当該期間に係る給与明細を保有しておらず、上記預金通帳において確認できる給与振込額から、当該期間における保険料控除を確認することはできない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 8 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 29 日

申立期間における賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、A 法人は、当該賞与について 2 年以内に届出を行っておらず、その後、年金事務所に賞与支払届が提出されたものの、時効により厚生年金保険料を納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 法人から提出された賞与明細一覧表及び支払元預金通帳並びに同法人の事務長の供述により、申立人は、申立期間に同法人から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細一覧表において確認できる保険料控除額から、8 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っていなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成5年4月1日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成4年3月から5年3月までの標準報酬月額については、4年3月から同年9月までは24万円、同年10月から5年3月までは36万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月31日から5年10月頃まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。また、平成4年4月頃から約36万円の給与が支払われ、保険料も控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成4年3月31日から5年4月1日までの期間について、雇用保険の加入記録及び従業員の回答により、申立人は、当該期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における資格喪失日について、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年4月1日付けで、4年10月の定時決定に係る記録が取り消された上、遡って同年3月31日と記録されていることが確認できる。

また、複数の従業員に係る資格喪失日についても、申立人と同様に遡って資格喪失処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社に係る履歴事項全部証明書により、同社は、当該期間において法人格を有していることが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る上記資格喪失処理は事実即したものととは考え難く、社会保険事務所（当時）において当該処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を当該処理日である平成5年4月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記資格喪失処理前のオンライン記録から、平成4年3月から同年9月までは24万円、同年10月から5年3月までは36万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成4年4月から同年9月までの期間について、申立人は、約36万円の給与が支払われていたと主張しているところ、他の従業員が保有する当該期間に係る給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A社の事業主に照会したが、回答を得られない上、申立人は、給与明細書等、保険料控除を確認できる資料を保有しておらず、当該期間における保険料控除を確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間のうち、平成5年4月1日から同年10月頃までの期間について、雇用保険の加入記録、支給台帳全記録照会及び従業員の回答により、申立人が、同年7月31日までA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、上記従業員が保有する平成5年4月分から同年8月分までの給与明細書により、厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、上記事業主に照会したが、回答を得られない上、申立人は、給与明細書等、保険料控除を確認できる資料を保有しておらず、当該期間における保険料控除を確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準賞与額は、申立人が主張する標準賞与額であったと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 10 万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 26 日
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。当該賞与に係る給与支給明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 17 年 7 月分賞与に係る給与支給明細書により、申立人は、同年 7 月にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、A社は、賞与支払届は毎回提出しており、申立期間に賞与を支給した 18 人全員分に係る届出を行ったはずである旨回答している。

一方、年金事務所は、A社に係る賞与支払届総括表における「賞与を支給した被保険者数」欄に 18 人と記載されているところ、保管している賞与支払届は 8 人分のみであり、申立人を含む 10 人分の賞与支払届を保管しておらず、当該総括表と賞与支払届の人数が相違している理由は不明であるが、現在の取扱いとして、上記のような相違がある場合は、事業所に正しい人数を確認した上で訂正し、電話で聴取した場合はその旨明記しておく旨回答している。

しかしながら、上記総括表に訂正された形跡は見当たらず、当該総括表及び賞与支払届に聴取した事跡も確認できない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の申立期間の賞与支払届に係る事務処理が適切に行われていたとは認められず、事業主は、申立人の申立期間の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給与支給明細書において確認できる賞与額から、10 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月31日から同年6月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同社からC社に異動したが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにB社の管理部担当者の供述並びに同僚及び従業員の回答並びに従業員が保有する退職金支給明細書から判断すると、申立人は、A社及び同社の関連会社であるC社に継続して勤務し（A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日について、上記担当者は、申立人の申立期間における異動は事業統合に伴うものであり、申立人のC社における資格取得日を昭和38年6月1日と届け出ていることから、同日であると思われる旨供述していることから判断すると、同日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明としているが、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において申立人に係る資格喪失日が昭和38年5月31日と記載されていることから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、

申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 30 日から 18 年 1 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。退職日が平成 17 年 12 月 31 日だったのに資格喪失日が同年 12 月 30 日になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届の退職日欄に「12 月 29 日退職」と記載されている上、雇用保険の離職日及び同社が加入しているB健康保険組合の資格喪失日は、オンライン記録の資格喪失日と符合していることが確認できる。

また、A社の事業を継承したとするC社は、申立人の人事記録等は見当たらず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び届出については分からないが、保険料の控除方法は翌月控除で申立期間に係る保険料は控除していない旨回答している。

さらに、A社が社会保険事務を委託していた労務管理事務所から提出された給料データにより、保険料は翌月控除であることが確認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年12月1日から37年2月まで
A社(現在は、B社)に勤務した期間の加入記録が無い。同社に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入していた健康保険組合から提出された健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び同僚等の供述により、申立人は、申立期間のうち昭和32年12月1日から35年8月24日までの期間、同社に勤務していたと認められるものの、同年8月25日から37年2月までの勤務を確認することができない。

なお、B社に係る有価証券報告書により、昭和36年1月にA社はB社に商号変更していることが確認できることから、申立人は、自身の退職時の会社名はA社であり、B社は記憶に無いと供述している。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和35年10月1日であり、同日前は適用事業所となっていない。

さらに、B社は、申立期間当時の資料を保管していない上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、同僚が申立期間当時の社会保険事務担当者であるとする者は連絡先が確認できないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 12 月 26 日から 41 年 7 月 1 日まで
② 昭和 42 年 1 月 26 日から同年 6 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②も同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間①に被保険者記録の確認できる従業員 12 人のうち連絡可能な7人に照会したところ、回答のあった3人全員が申立人を記憶しており、そのうちの昭和 41 年 3 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得している一人は、自分が同社に入社したときに申立人は既に在籍していた旨回答している。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主は死亡している上、同社が適用事業所でなくなったときの事業主及び同社の商業・法人登記簿謄本により確認できる申立期間後に代表取締役であった者に照会しても回答が得られないことから、これらの者から申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人を記憶していると回答のあった上記従業員3人は、申立人の申立期間①の保険料控除については分からない旨回答しており、申立人が同僚として記憶する者と同姓の者が上記被保険者名簿により一人確認できるものの連絡先は不明である。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主は死亡している上、同社が適用事業所でなくなったときの事業主及び同社の商業・法人登記簿謄本により確認できる申立期間後に代表取締役であった者に照会するも回答が得られないことから、これらの者から申立人の勤務実態について確認することができない。

また、申立人を記憶していると回答のあった上記従業員3人のうち、申立期間②に被保険者記録を確認できる二人は、申立人の当該期間の勤務実態及び保険料控除については分からない旨回答しており、申立人が同僚として記憶する者と同姓の者が上記被保険者名簿により一人確認できるものの連絡先は不明である。

さらに、雇用保険の加入記録によると、申立期間②当時、B社における加入記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。